

会議録

会議の名称	平成26年度第3回西東京市子ども子育て審議会
開催日時	平成26年7月23日（水曜日）午後7時から9時25分まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎5階503会議室
出席者	委員：森田会長、古川副会長、網干委員、加藤委員、金子委員、小林委員、小牧委員、武田委員、安部専門委員、上田専門委員、吉田委員、三浦委員、丸木委員 事務局：子育て支援部長 金谷、子育て支援課長 中尾根、子ども家庭支援センター長 磯崎、保育課長 保谷、児童青少年課長 南里、児童青少年課長補佐 名古屋、子育て支援課調整係 阿久津、倉田、田中、保育課保育係 阿部、本庄 欠席者：大沼委員、中村委員、西澤委員、谷津委員、横山委員
議題	1 報告 (1) 子ども・子育て支援新制度市民説明会質問 及び 回答について (2) 子どもアンケートについて 2 審議 (1) 事業量の見込みの算出について 1.地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」 2.教育・保育の「量の見込み」 (2) 次期「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の策定について 1.現行プランの評価について（目標事業量・重点的な取組み） 2.基本理念・基本方針について（修正案） 3.次期プランの重点的な取組みについて（構造化） (3) 子ども・子育て新制度の認可・運営基準等について 1.「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の考え方 2.「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の考え方 3.「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の考え方 4.保育の必要性の認定に関する基準の考え方 及び 保育所入所基準 3 その他
会議資料の名称	(子どもアンケートに関する資料) 資料1 子どもアンケートの設問設計 (事業量の見込みの算出に関する資料) 資料2 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」 資料3 利用者支援事業の仕組み 資料4 平成27年度「幼稚園・保育所等の定員の現状」と「量の見込み」の関係(イメージ図) 資料5 教育・保育の「量の見込み」(修正版) (次期「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の策定に関する資料) 資料6 現行「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の評価－目標事業量の達成状況による実施状況の評価－

	<p>資料7 現行「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の評価ー重点的な取組みの評価ー</p> <p>資料8 基本理念・基本方針への御意見(その3)</p> <p>資料9 次期「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の重点的な取組みの構造化(案)</p> <p>(子ども・子育て新制度の認可・運営基準等に関する資料)</p> <p>資料10 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の考え方</p> <p>資料11 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の考え方</p> <p>資料12 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の考え方</p> <p>(当日配布)</p> <p>席上配布資料1. 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の考え 私立幼稚園・認定こども園に係る関係法令と運営の現状について</p> <p>席上配布資料2. 幼稚園設置基準及び認定こども園認定基準</p> <p>席上配布資料3. 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の考え方ー保育施設等に係る関係法令と運営の現状についてー</p> <p>席上配布資料4. 現行保育施設の基準</p> <p>席上配布資料5. 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の考え 家庭的保育事業等に係る関係法令と運営の現状について</p> <p>席上配布資料6. 家庭的保育事業等の設備に関する基準</p> <p>席上配布資料7. 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の考え方</p> <p>席上配布資料8. 平成26年7月17日 子ども子育て審議会 幼保基準部会の議事概要</p> <p>席上配布資料9. 基準(案)に係る補足説明</p> <p>席上配布資料10. 保育の必要性の認定に関する基準の考え方</p> <p>席上配布資料11. 保育所入所選考基準の対応方針</p> <p>席上配布資料12. 子ども・子育て支援新制度説明会 質問及び回答</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1 報告</p> <p>議題(1) 子ども・子育て支援新制度市民説明会質問 及び回答について (事務局が、委員から提出された参考資料・御意見・御要望を紹介。その後、事務局が、市民説明会で出された質問と回答について資料に沿って説明。)</p> <p>議題(2) 子どもアンケートについて (事務局が資料に沿って説明)</p> <p>森田会長：</p>	

児童館のキャンプに行く子ども以外には、どういうところに実施する予定か。

○事務局：

平素児童館に通っている子どもに実施したいと考えている。

森田会長：

基本的には児童館が中心ということか。

○事務局：

その予定である。

吉田委員：

今回は児童館を利用している人とキャンプに参加する人が対象ということだが、前回ももう少し人数も多かったし年代も広がったと思う。これを比較すると偏りが出るのではないか。

○事務局：

キャンプに関しては、児童館を利用してない参加者の方が多い。また、児童館の利用者については、中・高生も対象に含める予定である。やり方はいろいろあるので、偏らないように工夫したいと考えている。

吉田委員：

対象人数は、以前の調査では800人だった。

森田会長：

人数よりは対象だと思う。100人以上あれば量的には耐えるので、問題とすべきは、対象者が児童館及び児童館のキャンプに参加する人に限定されるという、調査の対象の抽出の点だと思う。前の調査はどういう対象者だったのか。

吉田委員：

小学生、中学生等であった。

森田会長：

今回は学校を通じて調査するわけではないので、かなり状況が違う。したがって、これは同じ調査ではないと位置付けるべきではないか。前回調査とは異なる対象者の子どもたちが回答をしたということを踏まえた上で分析をすべきだと思う。

吉田委員：

経年の比較ではないということか。

森田会長：

経年の比較にはならないと思う。

加藤委員：
100人くらいを予定しているということだが、小学生、中学生、高校生の比率は想定されているのか。

森田会長：
具体的にはどれくらいの人数を予定しているのか。

○事務局：
キャンプは小学校4年生以上高校生までが参加可能で、70人を予定しているが、今回は高校生の参加希望者はいない。

吉田委員：
高校生だけ別途にアンケートを行うのか。

森田会長：
その70人以外には、児童館を利用する人だけなのか。

○事務局：
他にも考えている。

加藤委員：
小学生・中学生・高校生の比率が気になる。偏るのは好ましくないと思う。

安部専門委員：
前回調査では、16～17歳は学校経由ではなく、非常に回収率が悪かった。

森田会長：
調査というものの限界を踏まえた上で、子どもたちの意見をきちんと聞くということが重要と考える。今回の場合は、児童館を利用した形で実施することで、次期のこの計画に間に合わせたいということだと思う。

2 審議

議題(1) 事業量の見込みの算出について

1. 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」
 2. 教育・保育の「量の見込み」
- (事務局が資料に沿って説明)

森田会長：
国から見直しの要請や考え方の変更等がいろいろな形で出されてきており、自治体は翻弄されているという状況にある。最近では、病児病後児保育と一時保育の算出の修正方法が国から示されたので、その考え方に合わせて、また若干の修正が生じるかもしれないことだが、それらについては次回以降の審議会で提案していただく予定である。
この議題については、よろしいか。

(特に意見なし)

議題 (2) 次期「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の策定について

1. 現行プランの評価について (目標事業量・重点的な取組み)
 2. 基本理念・基本方針について (修正案)
 3. 次期プランの重点的な取組みについて (構造化)
- (事務局が資料に沿って説明)

網干委員：

子育て支援機関に幼稚園は入るのかという話があったが、今、幼稚園が宙に浮いている一番の原因は、まさにそこである。今まで幼稚園は教育という位置付けで、教育委員会の下でやってきていたところが、数年前から、保育園と同じように保育部署で扱うこととなった。それは良い部分もあった反面、保育所とは違う教育としての部分が置いて行かれ、教育委員会とも離れてしまい、どこが幼稚園を支援してくれるのかが見えにくくなった。市と連携をしていきたいが、この点で、幼稚園は今とても悩んでいる。

森田会長：

認定こども園の議論の時には、保育・教育・子育て支援という3つの機能が言われた。その概念を使って、「学校」を除き、「保育・教育・子育て支援機関・地域・行政」としてはどうか。

安部専門委員：

すっきりしてよいと思う。

古川副会長：

よいと思う。18年度に制度が変わった時に、幼稚園も地域の子育て支援センターとしての役割を担うということを強調されており、幼稚園もその部分を担っていることは確かである。

森田会長：

では、そういう形でいいか。

(異議なし)

森田会長：

次に、「尊厳の確保」については、いかがか。

丸木委員：

第2次の基本構想・基本計画の考え方と、そこから枝葉に分かれていく計画とが、方向性が合っていないといけな思考え、この意見を出した。市報でも、基本計画についての記

事の中で「尊厳の確保」という言葉が出ていた。子どもの虐待等が多発している今の時代の中で、大人が子どもの尊厳をきちんと確保していくことを、この計画でうたった方がよいのではないかと思った。

森田会長：

「子どもの権利の実現」という中に、尊厳が含まれてないとすれば、入れる必要があると思うが、権利と尊厳の概念の整理が必要だと思う。

安部専門委員：

基準部会と計画部会としては、「子どもの権利」という言葉が明確に入っていることは非常に良いので、これは必ず残してほしいというのが皆さん方の意見だった。あくまで子どもの権利を保障するというのが趣旨なので、もし「尊厳」をプラスすることで逆に弱まるのであれば、載せないほうが良いと思う。

森田会長：

基本理念としては今のままの形とし、尊厳の部分については、説明文の中にそういう概念が含まれるように書き込むということではどうか。

丸木委員：

それでも異論はないが、私の感覚としては、権利というのは主体的な意味合いが強く、尊厳は、主体的な意味合いに加え、周りの人たちの意識として、守っていくという意識が含まれるというイメージを持っている。

森田会長：

保護的な意味合いとか、大人の責任というようなことを言われているのだと思う。

金子委員：

私が「尊厳」で思い出すのは、「個人の尊厳」という言葉である。それ以外の使い方はあまり聞かないと思うので、その辺りを少し調べる必要があるのではないか。

森田会長：

いただいた意見を活かして少し整理していただき、再提案をしていただければと思う。

「子育て支援機関」という言葉の使い方については、「学校」を削除して、「教育・保育・子育て支援の機関」という形とする。

「親」については、注で説明を付けるという形とする。

次に、基本方針5について、「災害と子ども・子育て支援」という項目を基本方針として新たに立てるとの提案だが、私としては、これは事業という概念のように感じる。ここに至った議論について、少し説明していただければと思う。

安部専門委員：

何か現代的な課題を入れるとしたら、東日本大震災後ということで、災害と子ども・子育て支援だろうという話が出てきた。その際には、これは防災計画等で実施する方がよいのではないかとか、逆に、今この時期だからワイワイプランの中でやれることがあるので

はないかという話も出ていた。

森田会長：

大事なことだと思うので、どこかには入れておく必要があると思うが、それを基本方針として入れるかどうかである。むしろ重点的な取組みで明確に位置付けて、5年間くらいきちんとやっていく方がよいのではないか。

古川副会長：

重点的な取組みにした方が、具体的に物事が進むかもしれない。

森田会長：

理念として書かれても、事業として展開していかなければ意味がない。重点的な取組みとしてきちんと整理していく方が実質的だと思うが、そのような形でよろしいか。

(異議なし)

森田会長：

他に、方針等のところで検討をしなければいけないことはあるか。

安部専門委員：

特にない。

現行プランの評価については、「休止」や「検討中」のものについては、そういう評価として受け止め、これから改善していくという話が出された。

森田会長：

事務局としては、これは確定させてほしいという希望であるが、皆さんにもう一度持ち帰って考えていただき、気になること等があれば申し出ていただいた上で、次回の審議会で確定したいと思う。

次に、資料9の重点的な取組みの構造化について、ご意見等はないか。他の計画で重点施策とされていることは、施策としては残し、このプランの重点な取組みからは落とすということだが、その点についてはいかがか。

安部専門委員：

重点な取組みが16項目というのは多過ぎると考え、シンプルにした。

森田会長：

確かに、それはずっと言われていた。では、そこを落とすことに関してはよろしいか。

(異議なし)

森田会長：

次に、まとめ方についてだが、キーワードでとても気になるところがある。「子どもの参加」と「まもる」とは違うと、私は思う。

安部専門委員：

計画部会としては、ここの「まもる」は、保護するという意味ではなく、子どもの権利を守るという意味で使っている。

森田会長：

「まもる」というと、どうしても保護という概念につながると思う。保護は、子どもの権利の以前の概念である。また、子どもの権利擁護と子どもの参加とも違うので、やはり「まもる」というキーワードには非常に違和感がある。子どもたちの意見を聞きながら、西東京市の主権者として育てるという決意を具体化していくことを表現するのであれば、伸びるとか、育つという概念の方が適しているのではないか。若者文化をここに根付かせようという方向性で子どもを育てていくとか、いい社会にするためには若者たちに大人を乗り越えていってもらおうというくらいの決意と方向性を持った取組みを展開したいというのが、西東京市の方向性だったと私は思っている。

安部専門委員：

このキーワードはない方がよいか。

古川副会長：

我々の思いとしては、昔ながらの「まもる」ではなく、もっと積極的な意味合いとして出したが、確かに、単に文言として見ると、会長が言われるような誤解を招きかねないと思う。

安部専門委員：

真意が伝わらないのであれば、キーワードはない方がよいかもかもしれない。

小林委員：

キーワードは、必須ということではないと思う。

森田会長：

せっかく出していただいたが、キーワードは削除とさせていただきたい。ただ、こういう議論を重ねていくことは、とても大事だと思う。

それでは、「次期西東京市子育て・子育てワイワイプランの策定について」の議論は以上とし、次回の審議会で承認という形にしたい。

議題 (3) 子ども・子育て新制度の認可・運営基準等について

1. 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の考え方
2. 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の考え方
3. 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の考え方
(事務局が資料に沿って説明)

森田会長：

基準については、基準部会でかなり議論になったと伺っている。基準は、最終的には条

例として議会を経て承認される。条例が通らないと、次年度の入所申請ができなくなり、子どもや子育て家庭に大変な問題が発生するので、何とか収拾を図らなければならないと思っている。

運営基準は、施設が給付の対象となるか決めるものである。ハードルを高くすると、新規事業者は西東京市で事業ができなくなるので、上乘せは別な基準等で考え、運営基準は持続可能な国基準とするのが望ましいというのが、市の考えだと思う。国の示した基準に上乘せすると、その差額は、市が負担することになる。

一番大事な、子どもをどう守るかや、市単独の予算をどう配分するかは、運営基準とは別の問題なのである。保育園に入れていない人に対する供給量を確保するとか、幼稚園の条件の整備が遅れているという格差を解消するためにも、市の限りあるお金の中で、皆で協力し合いながら、良い教育・保育をつくる方法を考えていかなければならないと思う。

網干委員：

部会で皆さんが一番言われていたのは、今回の制度が不確定のことが多過ぎて、結局、今までの基準を満たしてもらえるのかが分からず、非常に不安を感じるということである。

市の単独の補助の部分に関して、今の時点で明言できないことは分かるが、せめてその方向で進めていく気があるということ、我々は聞きたいのである。そこがないまま、この運営基準でも決められない、認可基準はどうなるか分からないという言い方をされるので、話が堂々巡りになっているのだと思う。

森田会長：

そこは絶対に譲れないとしても、予算の見通しがないところでそれを条例に書いてしまうと、お金が付かない形で運営基準だけが独り歩きしてしまうということにもなりかねない。市単独の補助については、ここから事業計画を作っていく中での議論になると思う。

加藤委員：

前回の基準部会で、ダブルスタンダードになってしまうのではないかという意見があった。基準の中に、これまでの運営・設備を低下させてはならないという項目があり、既存の施設はそれに従うと思うが、新規参入の事業者については、それとは違う国基準で入ってくるということになると、そこに質の差が生まれると思う。そういう意見に対し、前回は、待機児童の解消のために新しい業者が入ってくるが必要で、質については指導していくという回答であった。

しかしながら、利用者の立場としては、保護者が選んだ所とは別の保育園に行くこともあるし、兄弟で違う所に行くということもある中で、質の違いがあるのは困るところで、議論がループするという状況だった。

森田会長：

現状でも認証保育所や保育ママ等を利用している方は、認可保育所と同様の条件を享受できてはいない。それも今の議論と同様の状態である。この問題については、市の限りあるお金をどこに使っていくかという問題であり、もう1つ別立てで議論すべきではないか。運営基準は、最低限これだけは整えておくという位置付けにするしかないだろうと思う。

ダブルスタンダードという指摘については、例えば、同じ施設の中でダブルスタンダードは非常にまずいと思うので、その場合にどういう基準にしていくのか、また、公的なお金の配分や利用者の負担金も含め、今後も引き続き議論が必要だと思っている。

三浦委員：

地域型保育事業の中には、学童クラブも入るのか。

○事務局：

学童クラブは地域子ども・子育て支援事業であり、施設型給付等ではないので、ここには入っていない。

三浦委員：

地域型子ども・子育て支援事業は、地域型保育事業と同じように、「事業等の認可」は市条例の認可基準で、「給付対象の確認」は市条例の運営基準なのか。

○事務局：

学童クラブは、この基準とはまた別の考え方となる。学童クラブは認可という概念ではないので、認可基準ではない。

網干委員：

運営基準は国基準でも、市の条例等で認可の基準を上げた部分に関しては、それを満たされなければ、運営ができないか、もしくは給付が受けられないという理解でいいか。

森田会長：

国の言う運営基準は、この施設が国の給付金の対象となるかを定めるだけであって、そこにお金をどう払うかは別の話になるので、この基準について議論しない自治体もある。

三浦委員：

そもそも市で持っている学童クラブの要綱や基準とは別に、今回の国基準の条例を作る必要性が理解できない。

森田会長：

新規参入の事業者に向けて、ハードルをあえて上げないということだと思う。

三浦委員：

前回、学童クラブは基本的に市が運営するので民間参入は考えていないという発言があった。

○事務局：

確かに、現実として、すぐに民間が参入できるという状況ではないが、この基準自体は、あくまでも市内において事業所が学童保育を運営するに当たってのスタートラインとすべき最低基準として定めておくものである。市も一事業者として、その基準にのっとりながら、規則、要綱の中で従来のレベルを保つという形になる。スタートラインにすべき

最低基準と、今、市がやっている基準とは、別のものということをご理解いただきたい。

森田会長：

国の新制度の目的として、サービス量を増やすということがある。お金がないのにサービス量を増やそうとしても無理があるが、無理をどう解決していくかは、また別に議論すべき問題である。事業者側と保護者と共同の営みで、限りある資源の中で一番良いものを子どもに提供する工夫をしていくことが必要と考える。そういう意味で、運営基準は国の枠組みを基本として、他に絶対に行わなければいけないということについては、議会や市長に陳情する等して、子どものために予算をくださいと言いつけるしかないと思う。

小林委員：

私は基準部会のメンバーではないので、この議論は今日初めて聞いた。その中で分かったことは、この運営基準は、これから教育・保育の仕事をした人が西東京市に入ってきていただく取っ掛かりとして、基準のレベルは低い方に設定するが、これが市の保育の状況を表すものではなく、現行の水準はきちんと維持され、低い基準で参入したとしても、既存のものとの差はなくしていくということなので、安心した。

古川副会長：

これからの時代は、家庭・地域・機関が協力して、知恵を出し合いながらやっていかなければならないと思う。既得権とか、今まではこうだったということが先行してしまいがちであるが、本来は、でこぼこ感をなくすことを目指してきたはずである。

例えば諸外国では、12歳未満の子どもの通学は親が送迎している。それは、治安が悪いということもあるが、そのようにして子どもを守る社会ができているとも言える。店なども7時頃には閉まって、その時間には皆が家庭に帰るものだという意識を持っている。本当に成熟した社会では、子どもも1人の市民であると捉えられており、遅くまで親がいない状態や、他人にいつも見てもらっているのはおかしいということになる。それでも、支援が必要という場合には、全体で補い合えるようなシステムがあればよいのであって、基本的には、子どもはある一定の時間にはきちんと家庭にいて、働いている親もそのくらいの時間になれば帰れるという循環ができればと思っている。

今回の議論は、このようなことをもう一度考え直すよい機会だと思う。皆で支えるとはどういうことなのかを考えながら、成熟した社会に向けて歩を進めていければと思う。

三浦委員：

今受けている保育がとてもいいので、そこは何としても落とさないでほしい。待機児童の問題についても、職場の後輩達の多くが本当に苦労しているのを見ており、保育の確保が大変なのは十分分かっているが、今の保育の良さは、これから保育を受ける人には分からないと思う。今の保育の良さを守るのが、私達の使命だと思っている。それが既得権という見え方になるかもしれないが、新規参入の事業者についても、今までの水準を目指すということを、計画等にいろいろな形で含めていっていただければと思う。

古川副会長：

誤解を招くような言い方をして申し訳ない。先ほど言ったのは、あくまでも子どもにとってのベストを目指すということは譲れないという趣旨で、それを大人の都合で動かすよ

うなことがあってはならないという意味で申し上げた。したがって、今のお話はもちろんそのとおりだと思っている。

網干委員：

質は落としたいくないというのは当然である。幼稚園でも、預かり保育等に取り組みながら、できることを考えている。幼稚園としては、できるだけ親に子どもを見てほしいという考え方なので、どうすればそういう部分をこの市で維持できるかも課題である。先ほども話が出ていたとおり、もう保育士も幼稚園の教員もパンクの状態である。そういう中で、時間を短くして配分することや、パートの人たちをどう救っていくかということも課題である。

また、私は、働かずに子育てをしている人にもきちんと給付をしていくような体制を整えるべきだと考える。幼稚園の利用者は、働きながら子育てをするために、短時間のパートにしている人も多い。保育園の利用者にしても、自分の働きたいという意思で働いている人もいれば、本当は子育てに専念したいけれども、生活を維持するために働かざるを得ない人もいると思う。子育てと仕事や生活を両立していこうとの思いは同じなので、働いているかどうかにかかわらず、同様に給付をすることを市で考えていただきたい。

4. 保育の必要性の認定に関する基準の考え方 及び 保育所入所基準 (事務局が資料に沿って説明)

森田会長：

これらについては、次回までに考えてきていただくということでもいいか。

○事務局：

それで結構である。なお、席上配布資料10の「保育の必要性の認定に関する基準の考え方」については、国から示された内容が現行と変わらないので、国が示したままの形で決めたいと考えている。この資料の1「市の考え方」で、「月48時間以上労働することを常態とすること」については、現行基準の欄には記載していないが、現行も48時間を条件としている。

森田会長：

この議題についても、最終的な決定は、次回行いたい。

3 その他

○事務局

次回の審議会は、8月8日の9時30分から、場所は本日と同じ503会議室で行う。

加藤委員：

保育所入所基準については、次回に決定するということだが、我々の意見書の中で既に、質を維持してほしいとか、兄弟姉妹は優先してほしい等の意見を出している。この点については、資料説明の中で基本的には変えないという提案があった。その上で、次回までに何を検討すればいいのか。

○事務局：

説明が足りなかったが、調整指数等としてお示しした9項目に関しては、今後の審議会の中で議論いただきたいと考えている。

森田会長：

入所基準については、時間をかけて抜本的に見直さなければいけないと思っている。今年度については、DVと虐待についてだけは入れるように国から指示されているので、そこだけ盛り込み、その他については次年度の課題にしたいと思っている。

審議会は西東京市のすべての子どもや子育て家庭に平等な議論をしなければいけない場である。そこを踏まえ、先ほどの条例化される基準の問題も、この入所の基準の問題についても、議論を尽くす使命があると思っている。

(閉会)